## 任期付職員(行政相談業務)の募集について

総務省近畿管区行政評価局(京都行政監視行政相談センター)では、国民から、国の行政などへの苦情や意見・要望を「行政相談」として受け付け、担 当行政機関とは異なる立場から、関係行政機関に必要なあっせんなどを行うことにより、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改 善に生かしています。

近年、我が国では、人口減、超高齢化の進展に伴い、社会経済情勢の急速な変化が生じており、それに伴い地域社会の変容も進み、行政相談に寄せられる国民からの苦情や意見・要望も、行政、民事の垣根を越え、様々な分野にわたっています。 それらには、複雑な事情を抱えているものもみられ、関係法令や地域社会の実情をよく理解した上で、より丁寧に対応することが求められています。 このような状況を踏まえ、行政相談の事案処理の質の向上を目的として、民間企業等での顧客対応やこれらを踏まえた業務改善等に関する知見や経 験を有する職員を募集することとしています。募集要項は次のとおりです。

1 / 1 \	
	行政相談事案の受付・処理、行政相談委員の支援、行政相談行事の企画・運営などの行政相談業務
(2)	行政改善推進会議(注)に付議する事案(改善方策の検討等に当たって、公平性、中立性及び的確性の確保が一層必要な事案)の選定・分析
職務内容	(注)行政改善推進会議とは、行政相談事案を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政の改善を効果的に推進することを目的として設置されているもの
(3)	行政相談端緒の行政運営改善調査の企画立案、調査
(4)	その他、行政相談関連業務
募集人員 1名	3(係長級)
以下	5の1から4までの条件を満たしている方
1	行政機構又は行政運営に関する基礎的な知識を有する方
2	大学を卒業した方
	民間企業や公的機関において顧客等からの苦情・相談対応の実務経験を4年以上有し、業務改善の実績を有する方 パソコンによりMicrosoft Word、Excel、PowerPoint等のソフトウェアを操作し、資料作成ができる方
	S、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 日本国籍を有しない者
2	国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
	・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
	・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
	・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入 した者
	平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
勤務時間 8時3	30分から17時15分まで(土日休日を除く。)(休憩時間60分)
	R市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎 総務省 京都行政監視行政相談センター行政監視行政相談課
	月日から1年間(採用日は令和8年1月1日予定(応相談)) 原則として採用後6月間は条件付採用期間となります。
24-242	川として毎月16日
賃金	B職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づき学歴・職歴等を考慮して決定
	明末・勤勉手当、住居手当、扶養手当あり(当方の規程による)
	遺支給 (ただし、1月当たり上限150,000円 (当方の規程による))
返職于ヨ (注	R公務員の退職手当の規程に基づき、支給の有無を決定 (注2) 2) 規定の勤続期間を経過した場合に限ります。
	8省共済組合に加入
	号手当有 (当方の規程による) 当局採用情報サイト(注)に掲載の応募書類を下記送付先まで電子メール (ファイル形式はPDFとし、ファイルサイズは合計
	当局床用情報がイトは正に掲載の心券音類を下記送り元まで電子メール(ファイルが式はFDFとし、ファイルサイスは占訂 10MB未満としてください。)により提出願います。
	(注)https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/kinki080710_1.html
	【応募書類】
応募方法	①履歴書(様式1) ②職務経歴書(様式2)
10-95-73 1A	③小論文(様式3)
	応募締切り: <b>令和7年10月22日 (水) 17時00分</b> (受信有効)
•	書類選考及び論文試験の結果、 <u>面接試験</u> を行うこととなった方には、10月24日までに、試験日時等をご連絡します。
•	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づき、常勤の国家公務員として採用されます。
_	されます。 採用者は、国家公務員法の適用を受けます。
その他	採用付は、国家公務員法の適用を受けます。 採用内定者に選考された方は、採用手続書類として、最終学歴の卒業を証明する書類、職歴を証明する書類等を短期間で
	本備いただくことになります。
	年間がたたくことになりよう。

## 履歴書の送付先及び問合せ先

〒540-8533 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎

総務省 近畿管区行政評価局総務行政相談部総務課

電話:06-6941-3431

人事担当(宮原、勝賀瀬)

履歴書送付先メールアドレス: knk40saiyo@soumu.go.jp

(注)迷惑メール防止のためメールアドレスの"@"を全角にしています。 メール送信時には半角"@"に置き換えて送信してください。

